

●基本情報

事業名(取組名)		母子保健事業			評価番号	2-1-2-1.2.3	
担当課		保健福祉センター	係	母子保健係	☐ 予算なし		
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【01】一般会計	
	基本施策	【1】健康づくりの推進			款	【0104】衛生費	
	施策	【2】母子保健の充実			項	【010401】保健衛生費	
	主な取組	①妊産婦・乳幼児の健診相談の推進			目	【01040101】保健衛生総務費	
		②妊娠期からの支援体制整備			事業	母子保健事業	
③情報提供・相談体制の強化							

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	母子保健法		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	年度	☒ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託） ☒ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) ☐ その他（ ）				
事業概要	母子保健型子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。妊産婦や乳幼児の健康診査・相談・訪問指導等を行い支援体制を整えています。また、未熟児に対し必要な医療費の給付や不妊治療費の補助金を交付しています。				

●実施 ～D0～

事業 業績	妊娠期は、妊婦健康診査(14回分)の受診券を発行し妊婦等の健康状態を定期的に確認するとともに、個別面接、電話相談、マタニティスクールを行い妊娠出産育児に対する知識の普及や不安の解消等を実施しました。				
	出産後は、産後健康診査(2回)の受診券を発行し、産後うつ早期発見の対応を行い、産後ケア事業を整備しました。				
	新生児から乳幼児期は、医療機関委託での、新生児聴覚検査、9～11か月児健康診査、また集団健康診査として3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診、3歳児眼の検診を実施しました。また、各健診でのフォローとして育児相談、親子発達相談等を実施しました。				
	その他、不妊治療費の助成を行いました。				
支 出	主な歳出の節		令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）
	内 訳	1 報酬	453,600 円	405,000 円	453,600 円
		7 報償費	1,827,834 円	1,572,115 円	1,752,562 円
		12 委託料	4,065,990 円	3,474,110 円	3,605,640 円
		18 負担金、補助及び交付金	531,050 円	491,985 円	546,870 円
		19 扶助費	145,210 円	円	119,972 円
			円	円	円
	事業費 計		7,023,684 円	5,943,210 円	6,478,644 円
財 源	主な歳入の科目		令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）
	内 訳	国支出金	201,730 円	160,000 円	245,786 円
		県支出金	25,865 円	円	24,393 円
		受益者負担金	41,750 円	円	22,400 円
		地方債	2,400,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円
		その他	円	円	円
		一般財源	4,354,339 円	3,283,210 円	3,686,065 円
事業費 計		7,023,684 円	5,943,210 円	6,478,644 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 理由 母子保健法に基づき、妊娠期から幼児期までの健診、訪問、面談、電話等で相談を実施することで、切れ目のない相談支援体制を整えられ、目的を達成することができました。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 理由 妊娠時期から子育て期に至るまでの母子の身心の健康を図るために、健診受診と支援を同時に進めていく必要があるため、事業主体は町関与が必須です。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 理由 妊婦及び乳幼児健診の未受診者に対しては、対象者の状況に応じて、対応しており高い受診率を維持しています。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	☒ 可能性がある ☐ 可能性がない 理由 不妊治療費助成事業については、令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適応となりましたので、令和4年度は、前年度に治療を開始した方のみを対象として実施します。令和4年度末で事業を廃止します。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 理由 健診や相談、教室は目的が違うため、事業の統廃合は考えていません。 しかし、健診の未受診者に対しては、別の健診や相談日を利用して診察や相談を実施しています。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	☒ 余地がない ☐ 余地がある 理由 母子保健法に基づく事業であり、これ以上のコストの削減の余地はありません。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない 理由

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続 （ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大 ） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 妊娠期から子育て期まで、適切な時期に健診、訪問、面談、電話等で健康状態の確認や育児相談を実施することで、切れ目のない相談支援体制を維持していきます。 ただし、不妊治療費助成事業については、特定不妊治療が保険適応となったことから、令和4年度は対象者を縮小し、令和4年度末で事業を廃止します。